

広瀬川河畔景観形成重点地区について

1 趣旨

中心市街地を流れる広瀬川の厩橋から久留万橋までの河畔地域について、素晴らしい景観を守り、広瀬川及び河畔緑地の景観資源を生かした「水と緑と詩のまち」前橋のシンボルとしてより質の高いまちなみ景観の創出を図るため、景観条例に基づく同重点地区景観計画を策定し重点地区に指定するもの。

併せて、同重点地区景観計画に定める屋外広告物の表示等に関する事項を屋外広告物条例に基づき本地区の基本方針に定め、屋外広告物特別規制地区に指定するもの。

2 経過

広瀬川河畔景観形成重点地区の指定にあたり、本重点地区景観計画（案）に関するパブリックコメントを行い、その結果に基づき、景観審議会及び都市計画審議会に諮問し承認を得た。

(1) パブリックコメント実施結果

①実施期間

平成29年7月18日(火)から平成29年8月16日(水)まで

②意見提出件数

3名 8件

(2) 法定手続き

8月29日 景観審議会の承認

- ・同重点地区景観計画の策定について
- ・同特別規制地区の指定について

8月30日 都市計画審議会の承認

- ・前橋市景観計画に同重点地区を追加する変更について

(3) 告示

9月26日 同重点地区指定の告示

前橋市景観計画変更の告示

同特別規制地区指定の告示

※同重点地区指定に伴う建築物の新築・増築・外観の改修等に係る届出対象行為の追加について、平成29年第4回定例市議会へ景観条例改正に係る議案を提出予定

3 施行予定日

平成30年4月1日

4 地区の名称

(1) 景観条例に基づく名称

広瀬川河畔景観形成重点地区～朔太郎の散歩道～

(2) 屋外広告物条例に基づく名称

広瀬川河畔屋外広告物特別規制地区

5 区域



6 同重点地区景観計画及び同特別規制地区基本方針の主な内容（詳細は別紙参照）

(1) 景観形成（広瀬川河畔景観形成重点地区景観計画）

- ・ 地区内の景観形成の目標や方針
- ・ 建築物や工作物、色彩等のルール
- ・ 届出が必要なものの基準

(2) 屋外広告物の規制（広瀬川河畔屋外広告物特別規制地区基本方針）

- ・ 地区内に表示できる屋外広告物の種類や大きさ、デザイン等